

平成20年9月5日  
金融庁

## 平成20事務年度 主要行等向け監督方針

主要行等<sup>1</sup>向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「主要行等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

この平成20事務年度監督方針の策定時点においては、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張が続いている。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している<sup>2</sup>。

こうした環境において、主要行等は、金融の円滑化をはじめとした金融機能の十全な発揮に努め、預金者・借手などの利用者の安心と利便の向上に寄与することが一層期待される。金融機能の十全な発揮のためには、同時に主要行等が財務上の健全性を維持していることも重要であり、各行が質の高いリスク管理を定着させることが必要である。また、高度な金融機能の発揮に向けて、活力と競争を促すビジネス環境が整備され、それを主要行等が積極的に活用していくことも重要となる。

### 1. 金融機能の発揮と利用者の安心・利便

国民生活、そして経済活動を支える上で、金融の果たす役割は大きく、現下の経済情勢も踏まえると、主要行等が、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、その金融機能を的確に発揮し、利用者の安心と利便の向上に寄与することが大切である。

(金融の円滑化)

我が国の景気は現状弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している。中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は厳しい状況にあり、金融機関の金融仲介機能が極めて重要になっている。主要行等についても、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業をはじめとする借手企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要となっている。

本事務年度においては、主要行等の融資動向や借手企業の状況についてきめ細

<sup>1</sup> ここで「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指す。

<sup>2</sup> 内閣府「月例経済報告」平成20年8月7日 (<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>)

かな実態把握を行い、これを監督業務に反映する。

また、主要行等において、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明する(例えば、融資商品(ビジネスローン等)の見直しを行う場合にも、顧客ニーズを踏まえるとともに、見直しに伴う顧客対応に万全を期す)よう、当局としても適切な対応を促していく。

(資産運用ニーズへの対応)

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が持続的に成長するためには、貯蓄から投資への流れを推進していく必要がある。この点を念頭に、投資信託の販売等に際しては、リスクの所在を的確に説明するとともに、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけることのないよう、主要行等において過不足のない対応<sup>3</sup>が図られているか検証する。

(業務の継続性)

主要行等が決済システムの中核的な役割を担っていることを踏まえ、各行のシステム統合、更改や日常の運用の各場面を通じて、適切なリスク管理が図られているか確認する<sup>4</sup>。また、地震、新型インフルエンザの流行等に備えた事業継続態勢について確認する。さらに、平成21年1月に見込まれている株券電子化の円滑な実施に向けた準備状況の確認を行う。

(金融機能の不正利用の防止)

利用者の安心の確保に向けて、金融機能が不正に利用されることを防ぎ、被害者への的確な対応を行う態勢が整備されているか、以下の点について検証を行う。その際、本人確認を適切に実施する態勢、不正の疑いが強い取引を検出し口座凍結措置を実施するなど適切な対応を行うためのシステム・態勢について確認する。

- ① 振り込め詐欺撲滅に向けた対策(ATM周辺における顧客への注意喚起等)に努めているか。振り込め詐欺救済法<sup>5</sup>に沿った的確・迅速な被害者救済対応を行っているか。
- ② 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策に努めているか。預貯金者保護法<sup>6</sup>や銀行業界内の申合せに沿った被害者への補償を的確に行っているか。
- ③ マネー・ローンダリング、テロ資金供与取引の防止に向けて、国内・海外の拠点を通じ、国際的に主要行等に期待される水準の対応がなされているか。

<sup>3</sup> 金融庁「金融商品取引法の疑問に答えます」平成20年2月21日

(<http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html>)

<sup>4</sup> 金監第1515号「金融機関におけるシステムリスク管理について」平成20年6月3日

(<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2008a/20080603.html>)

<sup>5</sup> 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

<sup>6</sup> 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

- ④ 反社会的勢力による被害の防止については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を踏まえ、本年3月に監督指針の改正を行ったところであるが、本改正に沿った取り組みがなされているか。

## 2. リスク管理と金融システムの安定

サブプライムローン問題に端を発する金融・資本市場の混乱の中で、我が国金融システムは、欧米と比較すればこれまでのところ相対的には安定している。しかしながら、グローバルな金融市場では依然として緊張が続いていることから、高い警戒水準を維持しつつ、注意深く市場動向や我が国金融システムに与える影響をモニターする必要がある。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している。主要行等の業績についても、与信関連費用が増加している状況にある。

このように内外の経済・市場環境が変化する中で、主要行等が、金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理(ガバナンス)の下、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与することとなる。このため、当局としても以下のような点に留意し、主要行等の自主的な取り組みを促すこととする。

- ・ 証券化商品等に係るリスク管理を含め、内外の金融機関のサブプライムローン問題に関する経験から抽出されたリスク管理上の教訓については、本年8月6日付けの改正で監督指針に盛り込んだところである。経営陣自身による能動的な取り組みの必要性等、こうした教訓が主要行等のリスク管理実務に反映されているかについて検証する。また、ノンリコースローン等、新たな与信形態について、その特性に応じた管理がなされているかについて検証する。
- ・ 収益がリスクの顕在化に対する備えとしても重要な役割を有していることを念頭に、主要行等が国内外における収益基盤の充実に向けてどのような戦略を構築・実行しているかについて把握する。また、積極的なリスクテイクの基盤である自己資本の質の改善に向けた取り組みについても把握する。
- ・ 国際的なベストプラクティスも踏まえ、リスク情報の開示の充実を通じて市場からの信認を確保するための取り組みを促す。
- ・ 国際的なフォーラムへの積極的な参加と情報収集・発信を促す。

### 3. 「市場強化プラン」に沿った取組み－活力と競争を促すビジネス環境

当庁が昨年12月に公表した「市場強化プラン」<sup>7</sup>は、我が国市場における金融サービス業の活力と競争を促し、内外の利用者にとっての我が国市場の魅力を高めるとともに、主要行等の海外展開にも資する内容となっている。本プランに沿った取組みの一環として、主要行等の監督に当たっても、活力と競争を促すビジネス環境の整備に努めることとする。

(銀行グループの業務範囲拡大等)

銀行グループの業務範囲拡大やファイアーウォール規制の見直しなどの円滑な実施に向けた準備を進め、主要行等の海外での活動や海外金融機関の我が国での活動への適用についても留意して、制度改正の趣旨に沿った執行に努める。

(内外金融機関との対話の深化・充実)

国内及び海外の金融機関との対話を通じ、魅力ある市場としていくための課題を把握する。また、様々なレベルでの対話を通じ、行政の透明性・予測可能性の向上に努める。

### 4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

我が国市場の国際的な競争力を強化するためには、金融規制の質的向上が重要な課題となる。また、我が国の金融セクターは、金融システムの安定、利用者の保護、公正・透明な市場の確立と維持に向けたこれまでの取組みを定着させ、更に深化させるべき局面を迎えており、金融規制も、金融機関の自助努力や創意工夫を重視していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、平成20事務年度の諸課題にも、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組み。ベター・レギュレーションの考え方を監督部局全体に定着させ、4つの柱に以下のような形で取り組むことにより、その浸透と具体化を図っていく。

(ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ)

本年4月に取りまとめた「金融サービス業におけるプリンシプル」<sup>8</sup>を、日々の行政対応に活用し、制度本来の趣旨に即したルールの解釈・運用を図る。

(優先課題の早期認識と効果的対応)

新設された市場分析室、リスク分析参事官室において、市場動向や金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析を行い、主要行等の監督にも速やかに

<sup>7</sup> <http://www.fsa.go.jp/policy/bmi/index.html>

<sup>8</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2.html>

反映させる。また、検査部局及び証券取引等監視委員会と一層緊密な連携を図り、効果的な監督を行う。さらに、7か国監督当局会合<sup>9</sup>、多国間監督カレッジ、2国間協議、日常の連絡等を通じた海外当局との密接な連携に努め、国際的な優先課題についても、早期認識と国際的整合性のある効果的対応に努める。

(自助努力の尊重とインセンティブの重視)

主要行等との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論・対話による深度ある原因分析・解明に努める。バーゼルⅡのインセンティブ重視の枠組みを活用し、第2、第3の柱についても重視していく。

(行政対応の透明性・予測可能性の向上)

主要行等との対話の充実、情報発信の強化を通じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。実態把握等の結果を適切にフィードバックする。

こうした取組みの実効性を高めるため、専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に努める。

(以上)

---

<sup>9</sup> Senior Supervisors Group。金融庁は本年5月に加盟。